

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3620775号

(P3620775)

(45) 発行日 平成17年2月16日(2005.2.16)

(24) 登録日 平成16年11月26日(2004.11.26)

(51) Int. Cl.⁷

F I

B 6 0 N 3/10

B 6 0 N 3/10

A

A 4 7 C 7/62

A 4 7 C 7/62

B

B 6 0 N 3/00

B 6 0 N 3/00

B

請求項の数 2 (全 7 頁)

(21) 出願番号	特願平10-188275	(73) 特許権者	000005463
(22) 出願日	平成10年6月18日(1998.6.18)		日野自動車株式会社
(65) 公開番号	特開2000-6706(P2000-6706A)		東京都日野市日野台3丁目1番地1
(43) 公開日	平成12年1月11日(2000.1.11)	(74) 代理人	100080469
審査請求日	平成15年2月20日(2003.2.20)		弁理士 星野 則夫
		(72) 発明者	金子 友睦
			東京都日野市日野台3丁目1番地1 日野 自動車工業株式会社内
		審査官	大山 広人
		(56) 参考文献	実開平03-091829(JP, U)
			実開平05-058454(JP, U)
			実開昭56-079437(JP, U)
			特開平06-344818(JP, A)
			最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 物品載置装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

基端側が下側を占め、自由端側が上側を占めるようにほぼ上下方向に立上った格納位置と、物品載置面がほぼ水平姿勢をとった使用位置との間を回動開閉可能に前記基端側が支持体に枢着されたテーブルを具備する物品載置装置において、使用位置を占めたテーブルに飲料容器を保持するための凹部が該テーブルに形成されると共に、該凹部の底壁の一部に指を挿入し得る貫通孔が形成され、該貫通孔に隣接する底壁部分が、格納位置にあるテーブルを使用位置に回動させるときの指掛け部として構成されていることを特徴とする物品載置装置。

【請求項2】

前記テーブルが格納位置を占めた状態で、操作者側を向いた前記底壁部分の面が、同じく操作者側を向いた底壁部分近傍のテーブル面よりも、操作者側に膨出している請求項1に記載の物品載置装置。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、基端側が下側を占め、自由端側が上側を占めるようにほぼ上下方向に立上った格納位置と、物品載置面がほぼ水平姿勢をとった使用位置との間を回動開閉可能に前記基端側が支持体に枢着されたテーブルを具備する物品載置装置に関する。

【0002】

10

20

【従来の技術】

自動車、鉄道車両、船舶又は航空機などの室内や、一般住宅或いはオフィス内などに上記形式の物品載置装置を設けることは従来より周知である。

【0003】

図8及び図9は従来はこの種の物品載置装置の一例を示す斜視図であり、ここに示したテーブル1は、自動車の室内に配置された座席2のシートバック背部に配置されている。このテーブル1は、図8に示した格納位置と、図9に示した使用位置との間を回動開閉可能に座席2のシートバック3に支持され、テーブル1を使用位置にもたらすことにより、その上の物品載置面4に地図などの小物を置くことができる。

【0004】

ここに示したテーブル1には、カップやジュース缶などの飲料容器5を保持するための凹部6Aが形成されている。また格納位置にあるテーブル1を使用位置に回動させるとき、操作者が指を掛ける指掛け部7Aがテーブル1に一体に突設されている。

【0005】

上述のように、テーブル1に指掛け部7Aと凹部6Aを設けることにより、テーブル1を楽に操作でき、しかも飲料容器5を安定状態で保持することができる。ところが、テーブル1に凹部6Aと指掛け部7Aを共に設けると、その構造が複雑化するだけでなく、指掛け部7Aが格納位置にあるテーブル1の面から操作者側に大きく突出するので、テーブル1の非使用時にその指掛け部7Aが邪魔となるおそれもある。また指掛け部7Aによってテーブル1の外観が害される欠点も免れない。

【0006】

そこで、図8に示した指掛け部7Aの代りに、図9に示すように、テーブル1の物品載置面側の縁部近傍に凹状の指掛け部7Bを形成し、操作者がここに指を掛けることができるように構成することも考えられる。かかる指掛け部7Bによれば、テーブル1を格納位置に納めたとき、その指掛け部7Bは外部から見えないため、これがテーブル1の見ばえを低下させたり、これが邪魔となる不具合を阻止できる。ところが、テーブル1の物品載置面側に凹状の指掛け部7Bを設けると、物品載置面4の有効面積が狭められ、物品を載置する面積が小さくなる欠点を免れない。

【0007】

また、テーブル1に凹部6Aを形成した場合、ここに飲料容器5からこぼれた液体が溜り、操作者に不快感を与えるだけでなく、この液体を拭き取って清掃することも容易ではない。

【0008】**【発明が解決しようとする課題】**

本発明の目的は、上述した従来の問題点を一挙に解決した冒頭に記載した形式の物品載置装置を提供することにある。

【0009】**【課題を解決するための手段】**

本発明は、上記目的を達成するため、冒頭に記載した形式の物品載置装置において、使用位置を占めたテーブルに飲料容器を保持するための凹部が該テーブルに形成されていると共に、該凹部の底壁の一部に指を挿入し得る貫通孔が形成され、該貫通孔に隣接する底壁部分が、格納位置にあるテーブルを使用位置に回動させるときの指掛け部として構成されていることを特徴とする物品載置装置を提案する（請求項1）。

【0010】

その際、前記テーブルが格納位置を占めた状態で、操作者側を向いた前記底壁部分の面が、同じく操作者側を向いた底壁部分近傍のテーブル面よりも、操作者側に膨出していること有利である（請求項2）。

【0011】**【発明の実施の形態】**

以下、本発明の実施形態例を図面に従って詳細に説明する。

10

20

30

40

50

【 0 0 1 2 】

図 1 及び図 2 は、本発明に係る物品載置装置の一例を示す斜視図であり、ここに示したテーブル 1 も、自動車の室内に配置された座席 2 のシートバック背部に配置されている。このテーブル 1 は、ブロー成形された樹脂により形成され、内部が中空な板状体により構成されている。またテーブル 1 は、その基端側 8 が図示していない同心状の一对のヒンジピンを介してシートバック 3 の背部を構成するシートバックガーニッシュ 9 に枢着されている。このように、テーブル 1 は、上記ヒンジピンのまわりに、矢印 A , B 方向に回動可能にシートバック 3 に支持される。シートバック 3 はテーブル 1 を支持する支持体の一例を構成する。

【 0 0 1 3 】

物品載置装置の非使用時に、テーブル 1 は、図 1 に示すようにその基端側 8 が下側を占め、自由端側 1 0 が上側を占めるようにほぼ上下方向に立上った格納位置に納められる。物品載置装置を使用するときは、シートバック 3 の後方に位置する図示していない操作者がテーブル 1 を手前側に引き、これを上記ヒンジピンのまわりに矢印 A 方向に回動させ、当該テーブル 1 を図 2 に示した使用位置にもたらし。このようにしてテーブル 1 の物品載置面 4 をほぼ水平な姿勢に保持し、その物品載置面 4 上に地図などの小物を載置する。テーブル 1 が使用位置に回動したとき、図示していないストッパによって、テーブル 1 はその使用位置に保持される。使用後は、テーブル 1 を矢印 B 方向に回動させ、これを図 1 に示した格納位置にもたらし。

【 0 0 1 4 】

シートバックガーニッシュ 9 には、灰皿 1 1 が固定され、テーブル 1 の基端側 8 の中央部には、テーブル 1 と灰皿 1 1 との干渉を防止するための切欠 1 2 が形成されている。テーブル 1 を格納位置に納めたまま、或いはこれを使用位置にもたらしした状態で、灰皿 1 1 の蓋 1 3 を矢印 C 方向に引き、その灰皿 1 1 を使用することができる。

【 0 0 1 5 】

上述のように、本例の物品載置装置は、基端側 8 が下側を占め、自由端側 1 0 が上側を占めるようにほぼ上下方向に立上った格納位置と、物品載置面 4 がほぼ水平姿勢をとった使用位置との間を回動開閉可能に、その基端側 8 がシートバック 3 より成る支持体に枢着されたテーブル 1 を具備している。

【 0 0 1 6 】

ここで、図 3 は格納位置を占めたときのテーブル 1 の拡大斜視図であり、図 4 は使用位置にあるテーブル 1 の拡大斜視図である。また図 5 は図 4 の V - V 線に沿う切断部端面図である。図 4 及び図 5 から判るように、テーブル 1 には、使用位置を占めたテーブル 1 に、図 4 に鎖線で示したように飲料容器 5 を保持するための凹部 6 が形成されている。この凹部 6 の底壁 1 4、又は凹部 6 の周方向に形成された環状の柵部 1 5 に、飲料容器 5 の底部を載せてその飲料容器 5 を安定状態で保持することができる。

【 0 0 1 7 】

一方、図 3 乃至図 5 に示すように、凹部 6 の底壁 1 4 の一部に、操作者が指を挿入し得る大きさの貫通孔 1 6 が形成されている。格納位置にあるテーブル 1 を使用位置に回動させるとき、操作者は図 6 に示すように貫通孔 1 6 に指を挿入し、その指の先端を、貫通孔 1 6 に隣接する底壁部分 1 7 に掛け、この状態でテーブル 1 を手前側に引く。このように貫通孔 1 6 に隣接する底壁部分 1 7 が、格納位置にあるテーブル 1 を使用位置に回動させるときの指掛け部 7 (図 5) として構成されている。

【 0 0 1 8 】

上述のように、指掛け部 7 に指を掛けて、テーブル 1 を楽に使用位置にもたらしことができ、しかも使用位置にもたらししたテーブル 1 の凹部 6 によって飲料容器 5 を安定状態で保持することができる。その際、飲料容器保持用の凹部 6 の底壁部分 1 7 が指掛け部 7 を構成しているので、テーブル 1 の構造が複雑化することを回避できる。しかもテーブル 1 が格納位置を占めたとき、指掛け部 7 が操作者側に大きく突出することはないので、その見ばえを向上させ、かつ指掛け部 7 が操作者の邪魔となる不具合も阻止できる。その上、指

10

20

30

40

50

掛け部 7 が物品載置面 4 の有効面積を狭めるようなこともなく、物品載置面 4 を有効に利用することができる。

【 0 0 1 9 】

また、凹部 6 の底壁 1 4 に貫通孔 1 6 が形成されているので、飲料容器 5 から液体がこぼれ、これが凹部 6 の底壁 1 4 に滴下したようなときも、その液体を貫通孔 1 6 を通して下方に流下させることができ、底壁 1 4 に液体が溜る不具合も阻止できる。さらに、その貫通孔 1 6 は、操作者が指を挿入できる程の大きなものであるため、その貫通孔 1 6 にごみなどの異物が詰まることもない。しかも、この貫通孔 1 6 及びその周辺を楽に清掃することができる。

【 0 0 2 0 】

図 3 及び図 5 から判るように、テーブル 1 が格納位置を占めた状態で、操作者側を向いた底壁部分 1 7 の面 S_1 は、同じく操作者側を向いた底壁部分近傍のテーブル面 S_2 よりも操作者側に滑らかに膨出している。このため、操作者が格納位置にあるテーブル 1 を目視したとき、直ちにその底壁部分 1 7 の面 S_1 、すなわち指掛け部 7 の位置を確認でき、迷うことなくその指掛け部 7 に指を掛けてテーブル 1 を開くことができる。このように、底壁部分 1 7 の面 S_1 が膨出しているため、この部分が指掛け部 7 の位置を操作者に報せる目印となる。しかも、底壁部分 1 7 は大きな曲率半径で滑らかに膨出しているため、これが操作者の邪魔となる不具合も生じない。

【 0 0 2 1 】

図 7 は、テーブル 1 が格納位置を占めた状態での貫通孔 1 6 と底壁部分 1 7 を示す図であり、符号 1 8 は、その底壁部分 1 7 の縁部を示している。この状態で、操作者が貫通孔 1 6 と底壁部分 1 7 を目視したとき、貫通孔 1 6 は底壁部分 1 7 の右側に位置している。その際、縁部 1 8 の下端を基準点 P とし、その基準点 P を通る水平線 H を考えたとき、縁部 1 8 と水平線 H のなす角度であって、貫通孔 1 6 が位置する側の角度を θ としたとき、この角度 θ を $0 < \theta < 180^\circ$ に設定すると、操作者は楽にその右手の指を貫通孔 1 6 に挿入ことができ、その操作性が高められる。

【 0 0 2 2 】

この条件を満たさないときは、操作者は右手を大きく不自然に捻じった状態で指を貫通孔に挿入させなければならないため、操作性が低下する。これは、図 8 を参照して先に説明した指掛け部 7 A の場合も同様であり、同図に鎖線で示すように、操作者は右手を大きく捻じった状態で指掛け部 7 A に指を掛けなければならない、操作性が低下する。

【 0 0 2 3 】

このような不具合は、 $0 < \theta < 180^\circ$ を満たすように、縁部 1 9 の位置と、貫通孔 1 6 及び底壁部分 1 7 の位置関係を設定することによって回避することができる。

【 0 0 2 4 】

本発明は、自動車内に設けられる物品載置装置に限らず、鉄道車両、船舶、航空機、ホテル、一般住宅、或いはオフィスなどに配置される物品載置装置にも広く適用できるものである。

【 0 0 2 5 】

【 発明の効果 】

請求項 1 に記載の物品載置装置によれば、飲料容器を保持するための凹部の底壁部分が指掛け部を構成しているため、テーブルの構造を簡素化でき、しかもテーブルを格納位置に納めたとき、指掛け部によってテーブルの外観が害されたり、その指掛け部が邪魔となる不具合を阻止できる。しかも指掛け部によって物品載置面の有効面積が狭められるおそれもない。

【 0 0 2 6 】

請求項 2 に記載の物品載置装置によれば、底壁部分が操作者側へ向けて膨出しているため、操作者は、指掛け部の位置を即座に知ることができ、迷うことなく指掛け部に指を掛けてテーブルを使用位置に回転させることができる。

【 図面の簡単な説明 】

10

20

30

40

50

- 【図1】テーブルが格納位置に納められた状態を示す斜視図である。
- 【図2】テーブルが使用位置を占めた様子を示す斜視図である。
- 【図3】テーブルが格納位置にあるときの拡大斜視図である。
- 【図4】テーブルが使用位置にあるときの拡大斜視図である。
- 【図5】図4のV-V線に沿う切断部端面図である。
- 【図6】指掛け部に指を掛けたときの様子を示す斜視図である。
- 【図7】底壁部分の縁部の位置を説明する図である。
- 【図8】従来の物品載置装置の一例を示す斜視図である。
- 【図9】図8に示した物品載置装置のテーブルを使用位置にもたらしたときの斜視図である。

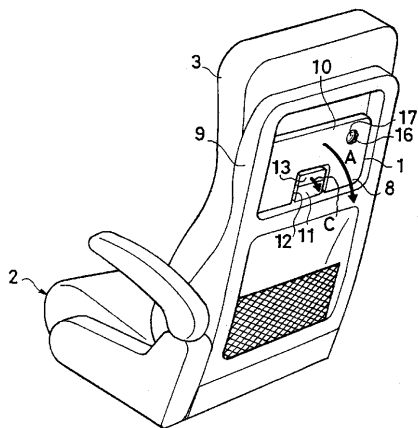
10

【符号の説明】

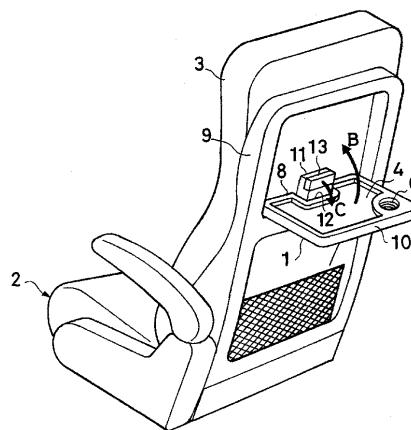
- 1 テーブル
- 4 物品載置面
- 5 飲料容器
- 6 凹部
- 7 指掛け部
- 8 基端側
- 10 自由端側
- 14 底壁
- 16 貫通孔
- 17 底壁部分
- S₁ 面
- S₂ 面

20

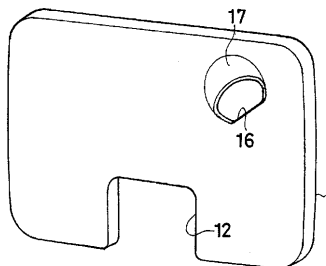
【図1】



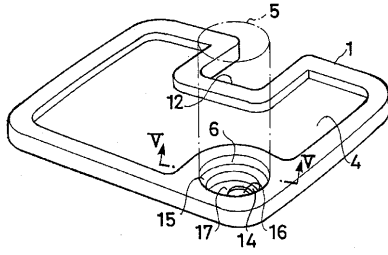
【図2】



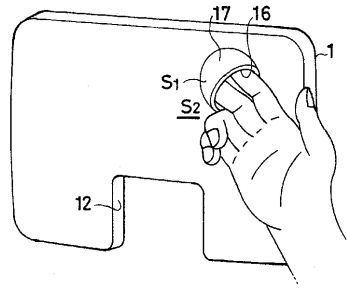
【図3】



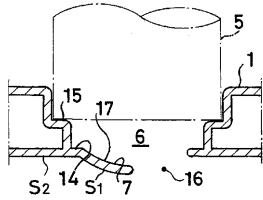
【 図 4 】



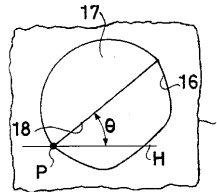
【 図 6 】



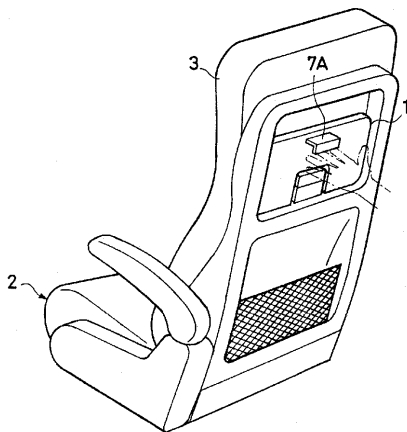
【 図 5 】



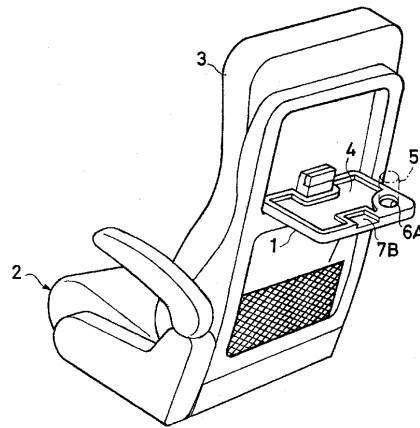
【 図 7 】



【 図 8 】



【 図 9 】



フロントページの続き

(58)調査した分野(Int.Cl.⁷, DB名)

B60N 3/10

A47C 7/62

B60N 3/00